## 誓 約 書

令和7年度飯豊町空き家リノベーションによる地域活性化の拠点づくり事業費補助金の申請 に当たり、次のことを誓約します。

- 1 対象となる建築物が、すでに1年以上居住その他一時的な宿泊滞在などの使用がなされていない空き家であること。
- 2 町税及び町に対し納付義務を有する納付金を滞納していないこと。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規 定する暴力団でないこと。
- 4 宗教的活動や政治的活動およびこれらに類する事業を行うことを目的とした団体でないこと。
- 5 対象となる建築物が、耐震性能、構造躯体等の劣化対策について、国土交通省が定める一定 の基準を満たしていること、または本補助事業により基準を満たすことができること。
- 6 地域の良好な生活環境の維持および周辺環境との調和に留意した活用を行うこと。
- 7 ホームページへの掲載等、町の広報において事例として紹介することについて了承すること。
- 8 補助事業の運営にあたっては、安全性や継続性を重視し、その計画等を遵守すること。
- 9 補助事業の完了後10年を経過する前に、補助事業に係る工事を行った空き家を補助事業以外の用途に供しないこと。
- 10 補助事業の完了後10年を経過する前に、補助事業に係る工事を行った空き家の部分について改修等の必要が生じた場合は、町と協議を行い、了解を得ること。
- 11 補助事業の完了後10年を経過する前に、補助対象に係る改修を行った空き家を売却する場合は、当該売却の日から補助事業の完了後10年のうちの残期間について、譲り受ける者が8、9および10を遵守する旨を契約書等に明記すること。

飯豊町長様

年 月 日

申請者 所 在 地

氏 名

(電話 - - )